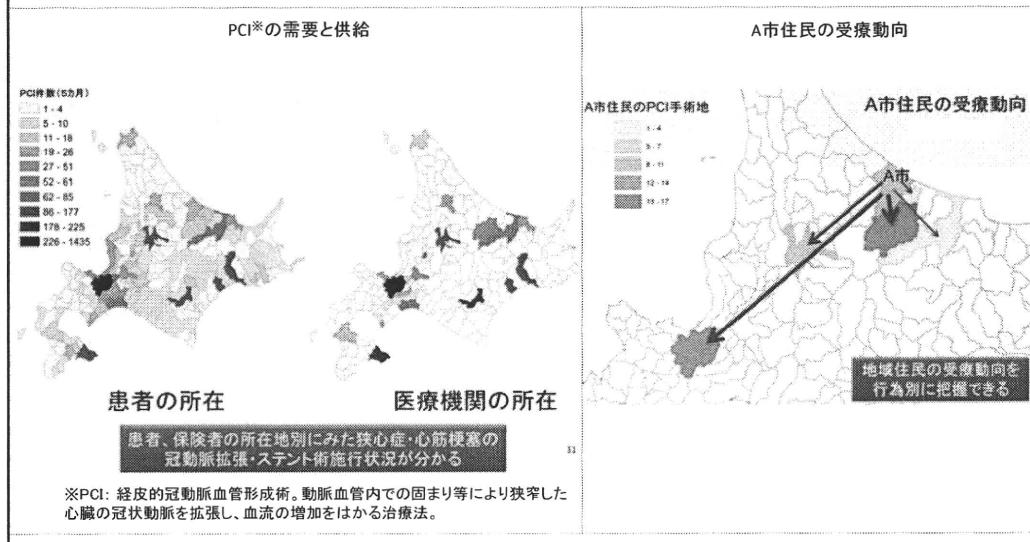
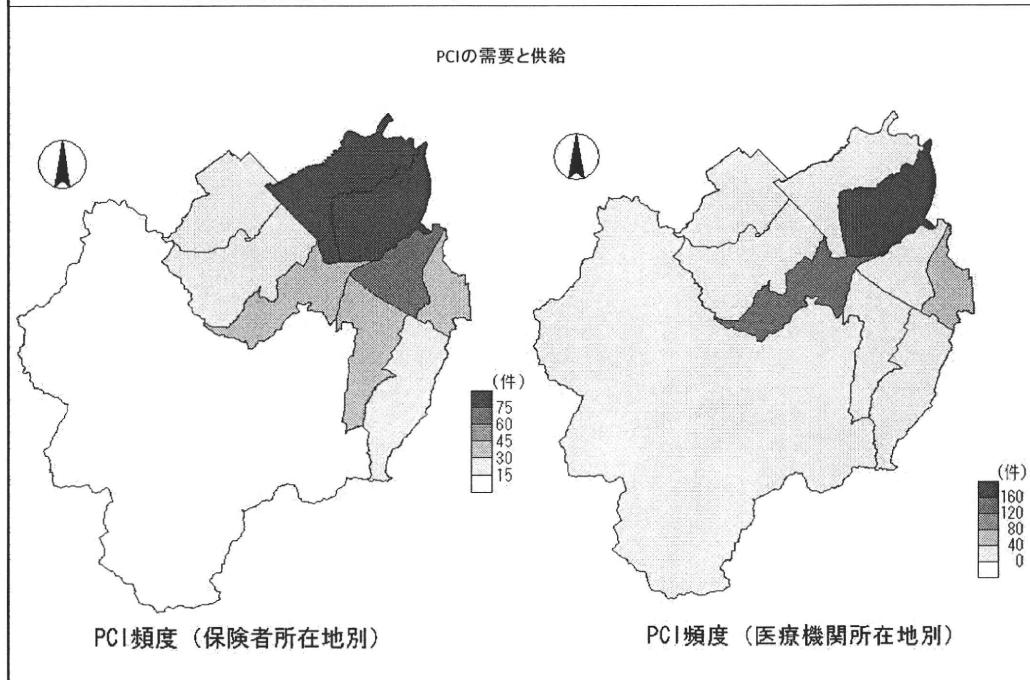


レセプトデータの分析例(全道レベル)

- 国保のレセプトデータは保険者コードにより患者の居住市町村を属性化することが可能であり、下図のように市町村ごとの診療行為別の需給状況や市町村間のODデータを分析することが可能である。
- 札幌市については、保険者コードが別々に分類されており、区ごとの診療行為別の需給状況や区間のODデータを分析することが可能である。



レセプトデータの分析例(札幌市の区レベル)



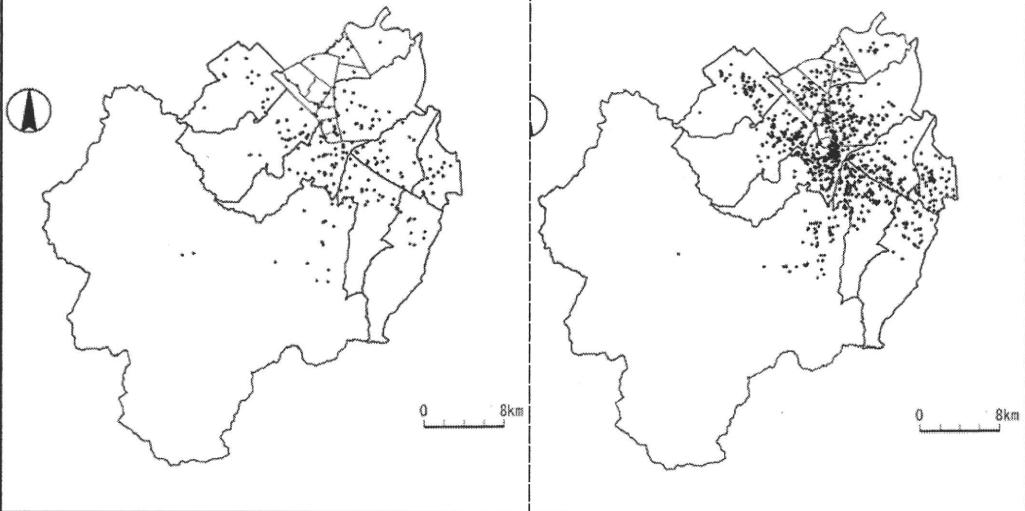
資料3-5

(資料5) 医療機能のマッピングのイメージ

- 札幌市医師会の医療機関情報や北海道医療機能情報システム、北海道厚生局の施設基準等届出情報などを活用し、資料4の「医療機能データベース」が整備されれば、医療機関の種別・診療科別・機能別・病床数別・その他の項目ごとにレイヤーを作成し、全市レベル・区レベル・地区レベルでのマッピングが可能
- 上記と併せて、受療実績データの分析結果(疾病別受診者数・入院者数等)を区レベルで図示することも可能

病院の分布 (n = 209)

診療所の分布 (n = 1,325)



第3編 産婦人科救急オペレーター

事業の経過分析

第1部

産婦人科救急体制の構築と経緯

第1章 札幌市における産婦人科救急医療対策の再構築について

1 札幌市における産婦人科救急医療対策の再構築に至った概要

札幌市の救急医療体制は、昭和36年に、休日当番がスタートし、昭和47年には夜間急病センターを全国に先駆けて開設した。また、平成16年度に、それまでの体制をより充実強化して再スタートさせ、現在に至っている。

しかし、近年、救急医療を取り巻くさまざまな問題、課題が指摘される中で、札幌市においても、平成19年に札幌市産婦人科医会から、産婦人科二次救急医療体制の存続のために要望書の提出されたことを契機として「札幌市産婦人科救急医療対策協議会」を設置した。平成20年10月1日より産婦人科救急事業として「札幌市産婦人科救急電話相談」が開始された。

2 札幌市産婦人科救急医療対策協議会（以下：協議会という）の設置について

本協議会は、市民の皆さんに安心していただける産婦人科救急医療体制のあり方や、医療現場の医師の負担を減らすための効果的な対応策について、幅広く協議いただく場として設置した。

平成20年3月28日に第1回の協議会を開催し、平成21年2月27日まで13回に渡って協議を行い、平成21年4月14日上田札幌市長に「札幌市の産婦人科救急医療体制の再構築について」の協議報告書を手交した。

（1）協議経過の概要

| 開催日 | 議題及び協議事項 |
|-------------------|---|
| 第1回 平成20年3月28日 | ① 札幌市の産婦人科救急医療について（実績報告） ② 医会からの要望と札幌市の対応について（要望内容と対応結果の説明と協議） |
| 第2回 平成20年4月28日 | ① 産婦人科救急医療の現状について（実績報告） ② 産婦人科救急医療の課題と対応について（対策体系の提示と協議） |
| 第3回 平成20年5月19日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・「産婦人科救急医療体制（再構築案）」、及び個別の対策試案の提示と協議 |

| | |
|---------------------|--|
| 第4回 平成20年6月11日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・一次救急体制の試案の詳細提示と協議 |
| 第5回 平成20年6月30日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・前回までに合意を得た対策の再確認、及び一次・二次救急体制を選択するための試行案の提示と協議 |
| 第6回 平成20年7月15日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・前回の試行案の再提示、及び「北海道小児救急電話相談事業」の紹介など |
| 第7回 平成20年8月1日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・医会の決議に基づく二次輪番制廃止を前提とした今後の産婦人科救急医療体制の再構築案の提示と協議 |
| 第8回 平成20年8月18日 | 「産婦人科救急医療対策について」 ・産婦人科救急医療体制の再構築案を構成する各対策の詳細の提示と協議 |
| 第9回 平成20年9月18日 | 「産婦人科救急医療対策の中間報告について」 ・起草委員会から提出された中間報告案について協議し、内容確定。 |
| 第10回 平成20年11月12日 | 「産婦人科救急医療体制の実施状況について」及び「今後の取組みについて」 ・10月からスタートした対策の実施状況について報告。 |
| 第11回 平成20年12月10日 | 「産婦人科救急医療体制の実施状況について」及び「今後の取組みについて」 ・平成19年の新生児救急搬送における産科病院の受入れ困難事例について説明 ・10月と11月2か月間の実施状況について説明 |
| 第12回 平成21年1月29日 | 「産婦人科救急医療体制の実施状況について」及び「今後の取組みについて」 ・10月～12月3か月間の実施状況について説明 ・搬送患者に関する搬送事例など |
| 第13回 平成21年2月27日 | 「産婦人科救急医療体制の実施状況について」及び「今後の取組みについて」 ・10月～1月4か月間の実施状況について説明 ・未受診妊婦の防止、解消対策について |

| | |
|----------------------------|--|
| 第 14 回 平成 21 年 3 月 23 日 | 「産婦人科救急医療体制の実施状況について」及び「今後の取組みについて」 ・10 月～2 月 5 か月間の実施状況について説明 ・産婦人科救急医療体制の再構築—最終報告（案）について |
|----------------------------|--|

資料1 札幌市産婦人科救急医療対策協議会設置要綱

平成20年3月7日

保健福祉局長決裁

平成20年3月25日一部改正保健福祉局医務監決裁

(目的)

第1条 札幌市の産婦人科救急医療体制の今後のあり方を検討することを目的に札幌市産婦人科救急医療対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 協議会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、医療関係者、有識者その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第4条 協議会にコーディネーターを置き、コーディネーターは委員の互選により選出する。

2 コーディネーターは、協議会の座長となり、総括調整を行い協議会としての合意を形成していくものとする。

3 コーディネーターに事故のあるときは、あらかじめコーディネーターの指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、事務局が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

3 協議会は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、必要と認めるとときは、委員の過半数の同意により、事務局は協議会を非公開とし、会議録も非公開とすることができる。

4 協議会は、会議で議論・合意された事項等について、報告書等を取りまとめ、市長へ報告するものとする。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 協議会は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、協議会1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

2 医療政策課長は事務局を統括する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

資料2 札幌市産婦人科救急医療対策協議会 委員名簿（敬称略 五十音順）

| 氏名 | 公職等 | 備考 |
|--------|----------------------|------------------|
| 五十嵐保男 | 社団法人札幌市医師会救急医療部長 | 札幌市救急医療体制検証委員会委員 |
| 石垣 靖子 | 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科教授 | |
| 井上 宏子 | 札幌市行政評価委員 | |
| 岩見 太市 | NPO法人シーズネット代表 | |
| 遠藤 一行 | 札幌市産婦人科医会長 | 光星産婦人科医院 |
| 金子 勇 | 北海道大学大学院文学研究科教授 | 社会システム科学 |
| 河西 紀夫 | 社団法人札幌市医師会副会長 | 札幌市救急医療体制検証委員会委員 |
| 郷久 錢二 | 札幌市産婦人科医会副会長 | 朋佑会札幌産科婦人科 |
| 館石 宗隆 | 札幌市保健福祉局保健所長 | |
| 中田 ゆう子 | C O M L 札幌患者塾世話人 | |
| 野谷 悅子 | (有) うつぐみ取締役社長 | |
| 野村 靖宏 | 札幌市産婦人科医会理事 | 札幌東豊病院 |
| 前田 實 | 札幌市消防局警防部長 | 札幌市救急医療体制検証委員会委員 |
| 水上 尚典 | 北海道大学大学院医学研究科教授 | 産科・生殖医学分野 |

※各委員の公職等や所属は、当協議会設置当時のものである

3 産婦人科二次三次病院との連携強化に関する調整会議の設置について

産婦人科救急患者を確実かつ迅速に受け入れる体制を構築するため、札幌市の産婦人科救急二次、三次病院で構成する「産婦人科救急医療体制の連携強化に関する調整会議」(以下、調整会議)を設置し、連携強化に関する調整を行った。

(1) 調整会議の参加病院

参加病院は、産婦人科を標榜し二次、三次救急医療体制に参加している計12病院で、発足当初は、三次病院のみの会議であったが、未受診妊婦の受け入れ等共通の課題を協議するため、計8回の会議のうち、4回目から二次病院も参加した。

表1 調整会議参加病院

| 三次病院名 | 二次病院名 |
|--------------------|--------------------|
| 市立札幌病院 | 手稲渓仁会病院 |
| 北海道大学病院 | KKR 札幌医療センター |
| 札幌医科大学付属病院 | NTT 東日本札幌病院 |
| 天使病院 | 田畠病院（～平成22年9月まで） |
| 北海道社会保険病院 | 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル |
| 北海道立子ども総合医療・療育センター | 北海道医療センター |
| | 札幌東豊病院 |
| | 苫小牧市立病院 |

平成22年4月1日現在

(2) 協議経過の概要

| | | |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成20年9月16日 | ・産婦人科三次救急医療機関の連携強化について |
| 第2回 | 平成20年9月24日 | ・産婦人科三次救急医療機関におけるルールについて（特にいわゆる飛込み分娩について） ・支払い報酬額について |
| 第3回 | 平成20年9月29日 | ・産婦人科三次救急医療体制の連携強化について |
| 第4回 | 平成20年11月19日 | ・未受診妊婦受け入れ病院について ・産婦人科二次・三次救急医療体制に関 |

| | | |
|-------|-------------------|--|
| | | <p>わるルールの変更及び再確認事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の支払いについて ・ 産婦人科救急電話相談の対応結果について |
| 第 5 回 | 平成 21 年 1 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急電話相談の対応結果について ・ 産婦人科二次・三次救急医療機関への搬送事例と確認事項について ・ 北海道と札幌市の周産期医療における救急医療体制の連携について ・ 今後の産婦人科二次・三次救急医療体制について |
| 第 6 回 | 平成 21 年 3 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急電話相談の対応結果について |
| 第 7 回 | 平成 21 年 6 月 4 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度の産婦人科救急医療体制について ・ 事例報告について ・ 地域活性化・生活対策実施計画事業について |
| 第 8 回 | 平成 21 年 10 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急電話相談の対応結果について ・ N I C U 関連補助金について ・ 新型インフルエンザ患者（妊婦）の対応について |
| 第 9 回 | 平成 22 年 5 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急電話相談の対応結果について ・ 産婦人科二次・三次救急医療体制に関するルールの変更及び再確認事項について（市外からの相談、母体救命を主目的とする場合の対応について） ・ 相談者の満足度について ・ 事例報告について |

| | | |
|--------|------------------|---|
| 第 10 回 | 平成 22 年 12 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急情報オペレーター事業統計について ・ 三次病院に対する補助金支払い時間の変更について ・ 事例検討 ・ ルール集について ・ 未受診妊婦防止・解消キャンペーンについて |
| 第 11 回 | 平成 23 年 3 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科救急情報オペレーター事業統計について ・ 三次・二次救急当番病院における受け入れ妊娠週数の再確認について ・ 補助金を対象とする未受診妊婦受け入れ事例について ・ 産婦人科一次医療機関の対応について ・ 旭川医大・旭川厚生病院との相互協力について |

(3) 主な協議事項

- ①三次病院における「患者優先受入れ病院」等の決定ルールの策定
- ②未受診妊婦の「飛び込み分娩」受入れルールの策定
- ③オペレーターと各病院の「ホットライン」の設定
- ④体制運営後の事例に基づくルールの改定
- ⑤22年度以降の体制の継続
- ⑥患者受入れに関する報酬制度の調整
- ⑦他の地域（旭川）との連携

第2章 再構築前（平成20年9月9まで）の札幌市における産婦人科救急医療体制

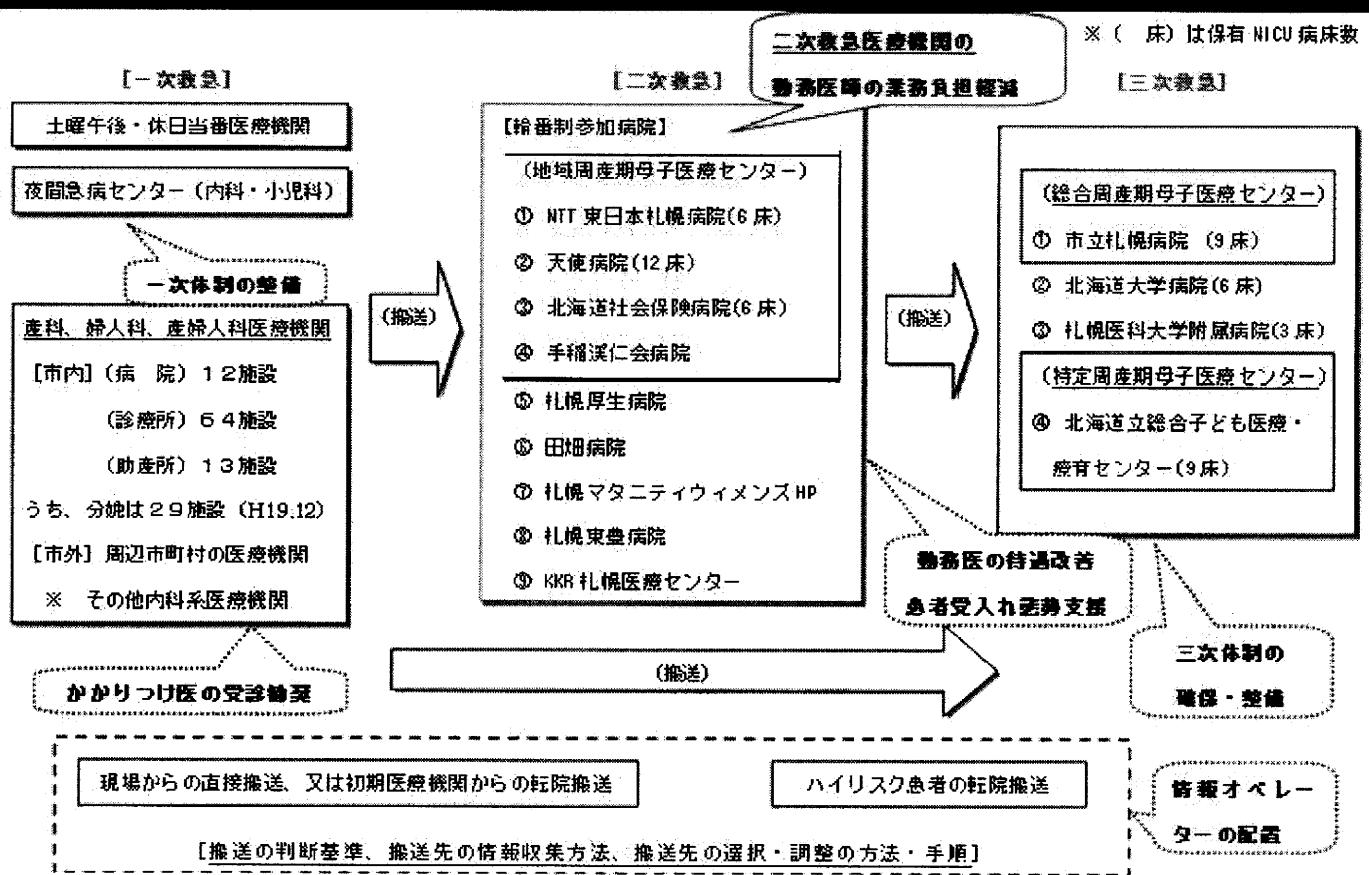
1 再構築前（平成20年9月まで）の札幌市産婦人科救急医療体制

二次救急輪番制への参加病院数は、平成16年度当初は12医療機関だったが、平成20年度当初で9医療機関へ減少した。このような問題は産婦人科医師総数の減少に起因していると考えられる。

平成18年度の当番日における二次救急医療機関の受入れ患者数は、1日あたり1施設2.6人であった。札幌市内の産婦人科患者の救急搬送数は、平成19年で1,076件であったが、このうち「1回で受入れ完了」は978件(91%)であり、逆に「5回以上断られた」のは6件(0.6%)であった。

資料1 再構築前の札幌市産婦人科救急医療体制

再構築前の産婦人科救急医療体制と対応案



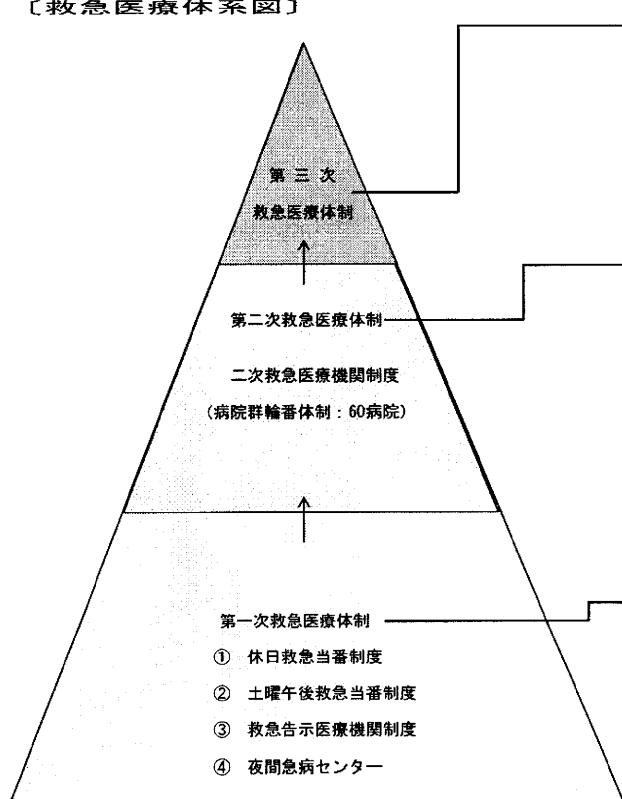
2 札幌市の救急医療体制（全体）

札幌市の救急医療体制は、初期救急医療体制、第二次救急医療体制、第三次救急医療体制により構成されている。この中で、産婦人科救急医療については、次の体制により対応している。

| 救急医療体制 | | 平成20年10月以降の対応 |
|----------|--------------|--------------------------------------|
| 一次救急医療体制 | 休日救急当番制度 | 平成20年10月以降も引き続き実施 |
| | 土曜午後救急当番制度 | 平成20年10月以降も引き続き実施 |
| 二次救急医療体制 | 産婦人科二次救急医療体制 | 平成20年10月以降は、産婦人科の二次・三次救急医療体制を再編成して実施 |
| 三次救急医療体制 | 産婦人科三次救急医療体制 | |

札幌市の救急医療体制

〔救急医療体系図〕



1 第三次救急医療体制（年間全日24時間対応）

| | 循環器系 呼吸器系 | 消化器系 | 小児系 | 脳神経 外科系 | 産婦人科系 | 特殊病 |
|------------------------------|--------------|------|-----|------------|-------|-----|
| 札幌医科大学附属病院高度救命救急センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市立札幌病院救命救急センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 国立病院機構北海道がんセンター（併設：救命救急センター） | ○ | — | — | ○ | — | ○ |
| 手稲済仁会病院救命救急センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 北海道大学病院救急部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

2 第二次救急医療体制

二次救急医療機関制度により、第一次救急医療機関から転送されてくる主に重症患者の医療を確保している。

| | 対象 | 参加病院数 | 1日当たり 当番病院数 | 対応時間 |
|-----------------------------|-----------|-------|----------------|--------------------------|
| 二次救急医療機 関制度（病院群 輪番体制） | 脳神経外科系 | 12 | 4 | (平日) |
| | 循環器系・呼吸器系 | 22 | 1 | 午後5時～ 翌日午前9時 |
| | 消化器系 | 24 | 1 | (土曜日) 午後1時～ 翌日午前9時 |
| | けが・災害の外科系 | 21 | 1 | (日曜日) 午前9時～ 翌日午前9時 |
| | 泌尿器系 | 11 | 1 | |
| | 産婦人科系 | 9 | 1 | |

3 第一次救急医療体制

| | 診療科目 | 参加施設数 | 1日当たり 当番施設数 | 診療時間 |
|----------------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 休日救急当番制度 (S36～) | 内、小、産婦 耳、眼、精 | 延べ571 (H18実績) | 13～19 | 午前9時～ 午後5時 |
| 土曜午後救急当番制度 (S59～) | 内、小、産婦 | 延べ270 (H18実績) | 7 | 午後1時～ 午後5時 |
| 救急告示医療機関制度 (S39～) | 外、整、脳、形 | 69 (病58、診11) | 3～5 | 午前9時～ 翌日午前9時 |
| 夜間急病センター (S47～) | 内、小、耳、眼 | — | — | 午後7時～ 翌日午前7時 |

※ 市民への周知（第一次救急医療体制）・関係機関への当番表の配布
・新聞への掲載
・インターネットによる周知
・携帯電話による周知

第3章 再構築後の札幌市産婦人科救急医療体制について

1 再構築後の札幌市産婦人科二次・三次救急医療体制

協議会及び調整会議における協議結果に基づき、平成20年10月から新体制をスタートさせた。新体制においては、下記の対策を計画し実施している。

【対策1】産婦人科二次・三次救急医療体制の再構築

【対策2】産婦人科救急情報オペレーター事業

【対策3】市民からの産婦人科に関する救急相談窓口の設置

【対策4】未受診妊婦の防止、解消対策の推進

【対策 1】産婦人科二次・三次救急医療体制の再構築

1 対策の概要

(1) 産婦人科二次救急医療体制の再構築

産婦人科二次救急医療体制の再構築のため、下記のルールを取り決めた。

- ①入院治療を必要とする患者や妊婦に対応することを目的とした二次救急病院の体制であり、毎日受入れ体制をとっている拠点病院(1 施設)と、拠点病院の負担を軽減するために当番体制をとっている協力病院(当初 6 施設で開始したが、現在は 5 施設)で構成されており、患者の受入れ先としては、当日の当番病院が拠点病院に優先する。なお、二次病院は必要に応じて軽症患者も受け入れる。
- ②二次救急病院の当番体制については、予め確定させているが、前日及び当日に当番病院であることをお知らせしている。

表 1 札幌市産婦人科二次救急病院一覧

| 病院名 | 対応科 |
|----------------------|--------|
| 手稲渓仁会病院 | 産科・婦人科 |
| N T T 東日本札幌病院 | 産婦人科 |
| KKR 札幌医療センター | 産婦人科 |
| 田畠病院 (平成 22 年 9 月まで) | 産婦人科 |
| 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル | 産科・婦人科 |
| 北海道医療センター | 婦人科 |
| 札幌東豊病院 | 産科・婦人科 |

(2) 産婦人科三次救急医療体制の再構築

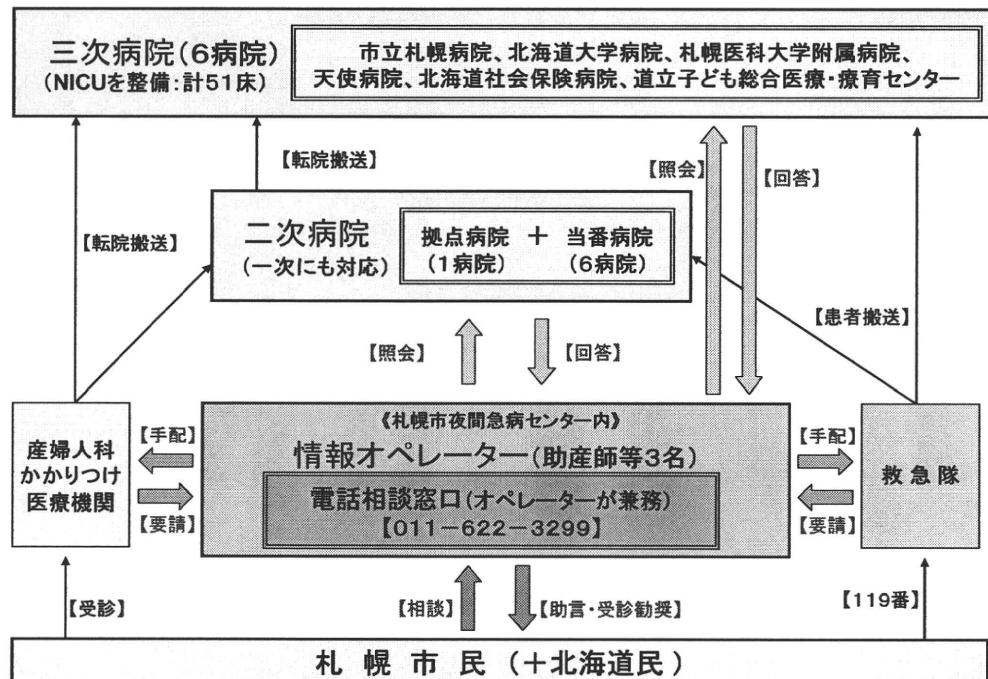
産婦人科三次救急医療体制の連携強化のため、下表の市内 6 病院が参加し、円滑な患者受入れを行うことを目的としたルールを策定した。また、高度で専門的な治療を必要とする妊婦及び新生児を受け入れることを目的に、 NICU (新生児集中治療室) を保有している三次救急病院の NICU 病床を 45 床（平成 20 年 10 月現在）から 59 床へ増床するなど体制を強化した。

表 2 札幌市産婦人科三次救急病院一覧 (平成 22 年 4 月 1 日)

| 病院名 | NICU(床) |
|--------------------|---------|
| 市立札幌病院 | 15 |
| 北海道大学病院 | 9 |
| 札幌医科大学附属病院 | 6 |
| 天使病院 | 12 |
| 北海道社会保険病院 | 8 |
| 北海道立子ども総合医療・療育センター | 9 |
| 合計 | 59 |

資料 1 再構築後の札幌市産婦人科救急医療体制（産婦人科救急）

札幌市の産婦人科救急医療体制(平成20年10月～)



【対策2】産婦人科救急情報オペレーター事業

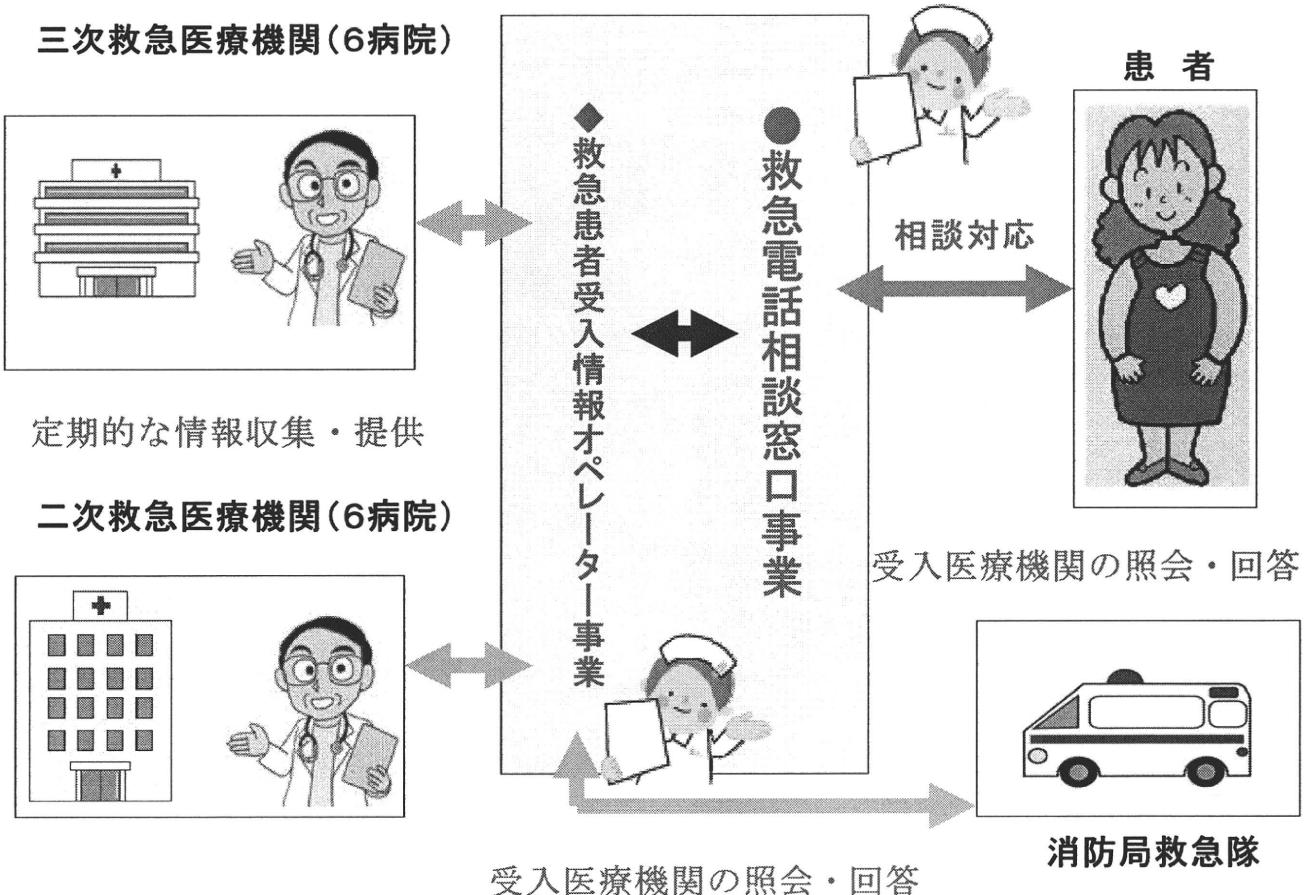
1 事業の概要

図1に示すように産婦人科救急情報オペレーター事業は、「救急患者受入情報オペレーター事業」と及び「救急電話相談事業」で構成されている。

このうち、「救急患者受入情報オペレーター事業」とは、NICU（新生児集中治療室）を有する市内6か所の三次救急病院と、入院治療が必要な患者を受け入れる市内7か所の二次救急病院のうちの当番病院に対して、毎日夕方までに、その日の病床の空き状況を確認した結果から、その日、優先的に患者を受け入れ可能な病院を選定し、各病院にその情報を提供する。

この情報に基づいて、救急隊や医療機関からの救急患者受け入れ要請に対して、その日の受け入れ可能な病院を紹介することを目的とした事業である。

図1 産婦人科救急情報オペレーター事業



また、次項で記載する「救急電話相談窓口事業」において夜間に寄せられる市民等からの産婦人科救急に関する電話相談に対して、その主訴や具体的な症状、治療経過などから、救急対応が必要か、明日以降の受診で良いかのトリアージを行う。その上で、必要な助言や指導をし、救急対応が必要な患者に対しては、その日の受け入れ可能な病院を紹介することも含まれる。この体制の特徴として、次の点が挙げられる。

- ①毎日午後7時の時点で、患者の受け入れが可能な当日の二次・三次救急病院を確定し、かつその情報を、体制に参加している全ての病院が共有している。
- ②病院側の受け入れ可否の状況は、新生児科及び産科ごとに「○：空床ありで受け入れ可能」「×：満床のため受け入れ不能」「△：現在満床だが院内の調整により受け入れ可能」という三つの選択肢に簡略化し、情報収集の所要時間を短縮化している。
- ③二次・三次救急病院が参加する調整会議を設置し、病院の了解を得て患者受け入れ病院を選定するためのルールを策定している。
- ④市民からの相談、救急隊や医療機関からの照会に対して適切に対応できるよう、産婦人科医の監修による「市民相談と患者転院搬送に関する対応マニュアル」を作成し、研修を行って徹底している。（対応マニュアルは資料1のとおり）
- ⑤助産師として相談内容や対応方法などの判断に迷う場合には、オーバートリアージを原則とし、当日の受け入れ病院の産婦人科医に相談し、その指示を受けることを徹底している。

また、オペレーター事業の時間配分と業務内容を図2・図3に示した。

平成20年10月からは、午後6時から翌朝6時までと午後7時から翌朝7時までの「夜間オペレーター」の計2名の勤務体制になっている。（図2）

平成21年4月からは、午後2時から午後8時までの「日中オペレーター」と、午後7時から翌朝6時までと午後8時から翌朝7時までの「夜間オペレーター」の計3名の勤務体制になり（図3）、平成22年4月からは午後2時から午後7時までの「日中オペレーター」と、午後7時から翌朝7時までの「夜間オペレーター」の計3名となっている。（図4）